

## 2 保健・医療・福祉サービス基盤の整備



## 事業名： 妊産婦保健事業

[ 保健予防課 ]

### 目 的

妊婦の疾病の早期発見、早期治療のための健康診査や、訪問指導、相談体制の充実等により妊産婦の心身の健康を保ち、不安なく子育てができるよう支援すること。

### 現 状

妊娠届時の母子健康手帳の交付から妊婦健康診査、各種母子保健事業等の様々な機会を捉え、母子保健情報の提供や問題を持つ妊産婦の発見および支援を行っています。

特に、出産前の夫婦を対象に開催している「両親学級」をはじめ、妊娠期の事業の充実に努めています。また、支援を要する妊産婦に対しては、医療機関等との連携を図りながら、妊娠中から産後までの継続的支援を行っています。

また、医療機関や公共施設への受動喫煙に関するポスター掲示や、中小企業へ妊婦の健康管理の理解を促すリーフレットの配布等を行い、妊婦にやさしい環境づくりの啓発に努めています。

健康教育・健康相談	実 績（延べ人数）（人）		
	15年度	16年度	17年度
両親学級	175組	163組	173組
若年妊産婦のつどい	-	8人(試行)	26人
マタニティー食生活講座	-	-	75人
妊産婦相談（H18開始）	-	-	-

健康診査	実 績（受診率）（%）		
	15年度	16年度	17年度
妊婦一般健康診査	67.4	90.5	90.1
妊婦歯科健康診査	29.0	37.5	36.0

訪問指導	実 績（延べ人数）（人）		
	15年度	16年度	17年度
妊産婦訪問指導	415	512	471
新生児訪問指導	300	365	295
未熟児・低体重児訪問指導	76	77	90

医療費の助成	実績（延べ人数）（人）		
	15年度	16年度	17年度
未熟児養育医療	96	90	115

## 評価・検証

---

医療技術の進歩や妊婦健康診査事業をはじめとする母子保健施策等の充実により周産期死亡、乳児死亡、妊産婦死亡は、近年著しく減少しました。

しかし一方では、育児不安や育児ストレスにより育児に悩む親や、養育困難家庭が増えていることから、妊産婦・新生児・低体重児・未熟児訪問指導によるきめ細やかな支援が、非常に有効となっています。

さらに、若年および高齢妊婦、あるいは産後うつ病等養育者の抱える問題に対応するために企画した若年妊産婦のつどい、妊産婦相談は今後も継続する必要があります。

## 整備の方向

---

現行事業の継続により、引き続き母子保健情報の提供や問題をもつ妊産婦の発見および支援に努めます。（継続）

特に、産後の母親のメンタルヘルスは子どもの健やかな成長に大きく影響することから、強い育児不安や、精神面での問題をもつ母親に対する新たな支援方法について検討していきます。（検討）

また、就労妊婦の増加に対応し、妊婦が安全かつ快適に過ごせる環境づくりについても取り組んでいきます。（継続）

## 事業名：乳幼児保健事業

[ 保健予防課 ]

### 目 的

子どもたちが心身ともに健やかにたくましく成長するよう、子どもおよび家族がより望ましい養育環境を確立できるよう支援すること。

### 現 状

乳幼児期の疾病や障害の発見・予防を目的とした乳幼児健康診査は、受診率が概ね95%と高く、また健診精度や事後管理体制も年々整備されてきています。

また、各種健康教育事業の充実により、育児に関する正しい知識の普及啓発や親の仲間づくりを図っています。

健康教育・健康相談事業	実 績（延べ人数）（人）		
	15年度	16年度	17年度
乳幼児健康教育相談	126人	135人	95人
乳児事故予防教室	-	-	18（試行）
親子よい歯のコンクール	3組	9組	10組
むし歯予防教室		57組（試行）	142組
離乳食教室	786組	981組	898組
幼児食教室	109組	126組	102組
育児相談	30人	92人	64人

健康診査事業		実 績（受診率）（%）		
		15年度	16年度	17年度
乳 健 幼 児 診 査	4か月児	97.0	96.7	95.8
	7か月児	97.4	95.2	96.1
	10か月児	97.2	94.4	93.7
	1歳6か月児	95.1	95.7	95.8
	3歳児	94.2	92.0	94.2
2歳児歯科健康診査		77.8	76.1	77.3

訪問指導事業	実績（延べ人数）（人）		
	15年度	16年度	17年度
母子訪問指導	111	208	201

幼児健全発達支援事業	実績（延べ人数）（人）		
	15年度	16年度	17年度
経過観察クリニック	98	74	74
養育指導教室	98	99	71

## 評価・検証

---

医療技術の進歩や母子保健施策等の充実により、乳児死亡は激減しました。

乳幼児健康診査については、健診精度の向上および事後管理体制の充実により乳幼児の疾病や障害の早期発見という事業目的が達成されています。

一方、近年増えている育児不安、育児ストレス、児童虐待等の養育困難家庭に対する支援、さらに軽度発達障害の早期発見と支援等、現行事業では十分対応しきれない問題が増加傾向にあります。

また、国民健康栄養調査結果では、朝食欠食・孤食等の食習慣の乱れとともに、肥満・やせの増加、生活習慣病の増加と低年齢化が問題となっており、個々のライフスタイルに合わせた対応が求められています。

さらに、幼児のむし歯保有率は、幼児歯科健康診査や様々な啓発活動により年々低下しているものの、3歳児ははまだ全国平均より約10ポイント高い状態にあり、対策の強化が必要となっています。

## 整備の方向

---

これまでと同様に、乳幼児保健事業を継続して実施します。（継続）

また、新たな課題への対応として、現在、育児不安や育児ストレスの強い親や、児童虐待のおそれのある養育困難家庭の早期発見と支援のため、乳幼児健康診査の有効活用による新たな対策について検討を進めていきます。（検討）

今後は、軽度発達障害の早期発見と支援対策について、取り組む必要があります。

さらに、幼児期の食に対する正しい知識の普及および食環境等に関する対策、むし歯や歯周疾患の予防を中心とした口腔衛生指導等、歯科保健対策についても再検討していきます。（検討）

事業名：特別予防接種等

[ 健康管理課 ]

目 的

予防接種法に基づき予防接種を実施し、感染症から疾患のある子どもや高齢者を守ること。

現 状

てんかんなどの基礎疾患を有し、健康上の理由で市が実施する集団接種や個別接種を受けられない子どものために、市長の依頼に基づき、秋田大学医学部附属病院（小児科）で十分な検査を行ったうえで、特別予防接種を実施しています。

また、定期インフルエンザ予防接種は、60歳以上65歳未満で心臓、腎臓又は呼吸器の機能およびヒト免疫不全の疾患があるかたを対象として実施していますが、接種対象者数は、高齢者の人口とともに年々増加しています。

なお予防接種の制度変更に伴う接種漏れの防止のため、市民への周知および啓発に努めています。

特別予防接種接種状況

接種方式	種 類	平成15年度	平成16年度	平成17年度
特別予防接種	三種混合	11	31	17
	麻しん	10	6	4
	風しん	4	7	6
	日本脳炎	1	3	2
	ツベルクリン反応	4	8	
	B C G	4	9	3
	ポリオ	0	0	0
	二種混合	0	0	1
	計	34	64	33

インフルエンザ( 60歳以上65歳未満の疾患者)接種状況

接種方式		平成15年度	平成16年度	平成17年度
個別接種	対象者数	158	166	205
	接種者数	40	60	52

## 評価・検証

---

接種対象者の需要に応えているものであり、今後も市民への周知を継続すべきものと考えます。

## 整備の方向

---

疾患のあるかたの感染症による重症化を防ぐため、引き続き予防接種に関する市民の関心・知識の啓発に努力するとともに、予防接種法等の制度変更に応じ、事業を継続します。  
( 継続 )

## 事業名：訪問支援

[ 健康管理課 ]

## 目 的

本人の状況、家庭環境、社会的環境などの実状を把握し、これらに適応した支援を行い、精神障害者の社会復帰を促進すること。

## 現 状

精神障害者本人や家族等からの依頼により、保健師が訪問しています。

訪問件数は年々増加し、平成17年度では、実件数80件、延べ件数201件で、1人のケースへの訪問回数は1年間あたり約2.5回となっています。

平成14年度からの精神障害者ホームヘルパー派遣事業の開始に伴い、生活指導の内容の訪問が増えています。また、家族からの相談による受診勧奨のための訪問が増えています。

(病類別・件数)

内容		年度				
		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
訪問実数		66	59	68	84	80
訪問延べ数		155	143	166	182	201
項 目 別 内 訳	統合失調症	90	100	70	98	164
	躁うつ病	3	4	0	5	7
	てんかん	0	0	1	0	1
	老年性精神障害	1	5	8	0	0
	中毒性精神障害	6	2	2	10	5
	その他	55	32	85	69	24

(支援内容別・件数)

内容 \ 年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
生活指導	58	25	58	118	112
家族間調整	25	16	6	25	25
就労指導	4	1	1	0	0
病気の理解	18	2	7	7	10
服薬指導等	32	9	8	7	12
受診勧奨	62	31	21	48	54
その他	43	59	62	82	96

## 評価・検証

---

受診勧奨の訪問が増えていますが、治療が必要なケースを病院につなげるなど、家族からのニーズに応じています。

めまぐるしい社会構造の変化などにより、心の不健康状態で悩む人が増加する傾向にあり、今後ますます訪問のニーズが増えることが予測されます。

## 整備の方向

---

継続的に訪問支援が必要なケースには、状況に応じて、訪問看護やホームヘルパーと連携を図りながら支援を行います。(継続)

ケースの処遇の方向性について、プライバシーの保護に配慮しながら、医療機関や福祉事務所などの関係機関と連携をとり、関係機関との役割の相互確認と意思統一を図ったうえでそれぞれのケースに支援していきます。(継続)

個々のケースに十分に対応ができるよう、研修などによって従事者の質の向上を図ります。(継続)

## 事業名：心の健康相談

[ 健康管理課 ]

### 目 的

心の健康相談等、心の健康に関する問題を抱えている本人や家族等の相談に応じ、正しい知識や対処方法についての助言・指導、関係機関の紹介をし、心の健康の保持・増進を図ること。

### 現 状

心の健康相談日を月2回（原則、第1・第3木曜日）設定し、嘱託医が心の健康に関する問題を抱えている本人や家族等の相談に応じています。

また、保健師が随時、来所や電話相談に応じ、必要な時には関係機関に紹介したり、保健所事業を紹介しています。

#### (1) 嘱託医による心の健康相談日実施状況

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
開設回数(回)	24	24	24	24	24
相談件数(件)	23	14	31	12	20

#### (2) 保健師による心の健康相談実施状況

年 度		13年度		14年度		15年度		16年度		17年度	
		来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話	来所	電話
実 件 数		121	289	147	290	196	329	157	433	177	352
延べ件数		234	828	236	760	349	844	252	1,084	295	1,381
項 目 別 内 訳	社会復帰	41	113	33	49	63	59	36	108	32	45
	老人保健	1	16	7	7	10	19	2	13	8	26
	アルコール	15	37	17	72	19	33	18	63	11	28
	思春期	5	8	8	10	16	12	22	47	23	23
	心の健康	44	162	32	116	25	175	38	124	45	142
	薬物	2	5	2	0	1	1	1	3	0	1
	その他	126	487	137	506	215	545	135	726	176	1,116

相談内容は、精神障害者および家族から病気への対応の仕方や当事者の悩み等が多く寄せられています。また、社会問題になっている思春期におけるひきこもり等の相談件数は増加しています。

## 評価・検証

---

精神的な悩みを抱えている人の相談件数は年々増加しているため、今後とも事業を継続する必要があります。

また、社会的ひきこもりについては、関係機関と連携しながら、ひきこもりの当事者やその家族に対する支援が必要となっています。

## 整備の方向

---

相談内容によって、必要なケースについては関係機関の紹介、保健所主催事業への呼びかけ、および保健師による訪問支援を行っていきます。(継続)

広報あきたなどで相談日の周知を図り、相談を必要としている人が気軽に利用できるようにしていきます。(継続)

各相談窓口で、相談者の個々の状況に応じて適切に対応するため、各関係機関が連携できるような体制づくりを推進します。(継続)

個々のケースに十分に対応ができるよう、研修などによって相談従事者の質の向上を図ります。(継続)

不登校の児童・生徒への対応などについて、教育委員会との連携を図ります。(継続)

社会的ひきこもり・自殺等への対応のため、民生委員・児童委員、保健推進員等との連携を図ります。(継続)

## 事業名：生活習慣病予防・介護予防

[ 保健予防課 ]

### 目 的

生涯にわたる健康な生活習慣の確立と、生活機能の維持ができるよう支援することにより、健康寿命の延伸を図ること。

### 現 状

生活習慣病予防・介護予防のために、各種健康講座や健康相談、ふれあい元気教室、自主トレーニング等を実施しています。地域における健康教育等では地域保健推進員と連携し、実施しています。

健康教育・健康相談実施状況

	平成15年度		平成16年度		平成17年度	
	回数	人 数	回数	人 数	回数	人 数
健康教育	545	10,398	718	13,243	656	12,635
健康相談	699	5,585	880	7,206	724	6,559
基本健診事後(再掲)	11	150	26	393	32	428
ふれあい元気教室	83	1,495	102	1,630	92	1,491
自主トレーニング	245	1,703	194	1,419	195	1,351

生活習慣病の早期発見、早期治療のために、基本健康診査、各種がん検診、胸部検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診を実施しています。また、基本健康診査では、18年度より65歳以上の介護予防を目的とした生活機能評価を実施しています。

基本健康診査の事後指導として、生活習慣を改善する必要が認められるかたに対しては、医師、健康運動指導士、栄養士等専門家による指導を行い、健全な生活習慣の確立のための支援と、65歳以上の高齢者には、介護予防のための支援を行っています。

### 健康診査実施状況（人数）

	平成15年度	平成16年度	平成17年度
基本健康診査	18,517	22,201	22,322
胃がん検診	4,453	6,013	5,131
子宮がん検診	11,755	12,768	5,500
胸部検診	12,707	14,168	12,415
乳がん検診	9,948	11,134	2,308
大腸がん検診	12,674	16,188	15,808
歯周疾患検診	763	747	1,264
骨粗鬆症検診	995	815	800

## 評価・検証

---

平成16年の本市における死因の59.3%は、三大生活習慣病で占められています。また、平成17年度の基本健康診査の結果をみると、脂質検査（39.9%）、血圧（28.8%）、肥満（25.5%）、血糖（16.5%）の異常所見割合が高くなっています。今後も、健康相談、健康教育については、個々人の病態を把握し、これらの原因となる身体活動、喫煙、食生活等の生活習慣の改善を図る必要があります。

各種健康診査については、受診の機会を増やしたり、検診内容、対象年齢の見直しをする等、受診者の利便性を図ってきていますが、受診者は伸び悩んでいる状況にあります。

介護予防対策については、高齢者の生活機能の維持・向上を図ることにより、要介護状態を予防することが可能となります。現在実施しているふれあい元気教室、自主トレーニングについて、介護予防に効果のある実施方法、内容を検討する必要があります。

## 整備の方向

---

生活習慣病予防と介護予防の正しい知識の普及のために、健康教育、健康相談を継続していきます。（継続）

各種健康診査については、受診者の増加を図るため、今後もPR強化に努めていきます。（継続）

ふれあい元気教室、自主トレーニングについては介護予防に効果的な内容で継続していきます。（継続）

## 事業名：介護保険のリハビリテーション

[ 介護保険課 ]

### 目 的

---

要介護者等が、医師の指示と訪問（通所）リハビリテーション計画にもとづきリハビリテーションを行うことで、要介護状態等の軽減・悪化の防止をすること。

### 現 状

---

#### 1 訪問リハビリテーション

病院・診療所または介護老人保健施設の理学療法士・作業療法士が要介護者等の居宅を訪問して、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるため、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを行います。

#### 2 通所リハビリテーション

介護老人保健施設や病院・診療所において、心身の機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるための、理学療法・作業療法等の必要なリハビリテーションを提供します。

### 評価・検証

---

訪問リハビリテーションの利用実績は横ばい傾向にあるが、通所リハビリテーションの利用実績は大きく増加しています。今後も要介護者等の増加に伴い通所リハビリテーションの利用者は、ますます増加することが見込まれます。

### 整備の方向

---

適切なリハビリテーションが行われるように、事業所に対し情報提供や指導等を実施していきます。（継続）

## 事業名：自立支援医療給付事業

[ 障害福祉課・健康管理課 ]

### 目 的

障害児(者)が自立支援医療を受ける場合、自己負担分の一部を公費負担し、負担の軽減を図ること。

### 現 状

平成18年4月1日に障害者自立支援法が施行され、これまでの身体障害者の更生医療、障害児の育成医療、精神障害者通院医療が自立支援医療に統合されました。

対象となる疾病については従来通りですが、原則として医療費の1割が自己負担となり、所得に応じてひと月当たりの負担に上限額が設けられるしくみになっています。

#### 1 更生医療

対象となる医療内容は、人工透析、免疫抑制療法、ペースメーカー植込術、人工関節置換術などです。なお、医療の適用範囲として、身体障害者手帳に記載されている障害（部位）に対する医療であること、保険診療であること等の条件があり、更生医療の給付は指定医療機関で行われます。

（受給者数の推移）

	15年度	16年度	17年度
じん臓	264	267	243
その他	47	43	47
計	311	310	290

#### 2 育成医療

身体上の障害を有するか、現存する疾患を放置すると将来において障害を残すと認められる18歳未満の児童に対して、生活能力を得るために行われる医療で、保険診療であれば身体障害者手帳の所有要件はありません。育成医療の給付は指定医療機関で行われます。

(受給者数の推移)

	15年度	16年度	17年度
肢体、視覚、聴覚、音声・言語	47	32	62
心臓、じん臓、その他内臓障害	49	38	35
計	96	70	97

3 精神通院医療

平成17年度末現在の旧公費負担制度利用者は2,419人となっており、利用者は年々増加しています。

(病状別利用者数の推移)

病名区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
統合失調症、統合失調症型障害、妄想性障害	771	868	967	1,120	1,198
気分(感情)障害	192	238	336	430	531
てんかん	270	298	241	271	280
症状性を含む器質性精神障害	44	53	56	81	86
精神作用物質による精神および行動の障害	37	45	38	44	48
アルコール使用による精神および行動の障害	34	43	36	38	41
覚醒剤による精神および行動の障害	1	1	1	4	3
その他	2	1	1	2	4
精神遅滞	18	20	18	30	44
成人の人格および行動の障害	17	26	34	33	29
神経症性障害、ストレス関連障害および身体表現性障害	25	33	66	123	165
その他	31	19	27	5	38
合計	1,405	1,600	1,783	2,137	2,419

評価・検証

---

1 更生医療

秋田市の更生医療受給者の約8割が腎臓機能障害により人工透析を必要とされるかたで、時間的な制約および医療に伴う費用等、日常生活において多大な負担を強いられており、そのような障害者の経済的負担軽減が図られています。

## 2 育成医療

手術を伴う高額医療を受療する際には、自己負担上限額の設定により安心して医療を受けることができるなど、18歳未満の児童を養育する保護者の経済的負担軽減が図られています。

## 3 精神通院医療

精神通院医療については、入院治療を中心とするものから通院による治療へと流れが形成されてきていることから、自立支援医療制度となっても制度の利用拡大が進んでおり、今後さらなる利用者の増加が予想されます。

## 整備の方向

---

### 1 更生医療

障害者手帳を交付するときに、事業内容について周知を図っていますが、今後も各指定医療機関との連携を強化しながら、事業を継続していきます。(継続)

### 2 育成医療

今後とも事業内容について周知を図り、各指定医療機関との連携を強化しながら、事業を継続していきます。(継続)

### 3 精神通院医療

より多くの精神障害者が、新しい制度である自立支援医療制度を理解し、適正な医療を受けることができるように、医療機関への説明・周知や、広報などを通じて周知を図ります。(継続)

また、医療機関には、初回受診時だけでなく、制度を利用していないかたへの制度の説明など、きめ細かな対応について、引き続きお願いしていきます。(継続)

## 事業名：福祉医療費給付事業

[ 障害福祉課 ]

## 目 的

重度心身障害児(者)、高齢身体障害者、乳幼児、ひとり親家庭等の児童を対象に保険診療の自己負担分を助成し、対象者の心身の健康保持と生活の安定を図ること。

## 現 状

受給対象となる障害者に対して、保険診療の自己負担分の全額を助成しています。なお、対象者は年々増加する傾向にあります。

### 障害者への医療費助成

受 給 対 象 者	支 給 制 限
重度心身障害児(者) (身体障害者手帳1～3級または療育手帳A所持者)	・ 社会保険本人のみ所得制限あり
高齢身体障害者 (65歳以上の身体障害者手帳4～6級所持者)	・ 社会保険本人は非該当 ・ 所得制限あり

### 障害者への福祉医療受給者証交付状況

単位：人

区 分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
重度心身障害児(者)	6,776	7,048	7,242	8,078	8,351
高齢身体障害者	1,617	1,716	1,856	2,220	2,286

## 評価・検証

年々増加する対象者に対して広く助成を行い、健康の保持と本人や扶養義務者の経済的負担の軽減を図っています。

## 整備の方向

今後とも、国、県の医療保険制度等の動向を見極めながら、障害者への医療費助成を継続して実施します。(継続)

事業名：療養介護医療

[ 障害福祉課 ]

## 目 的

---

進行性筋萎縮症（進行性筋ジストロフィー）の重度身体障害者に、必要な治療および機能回復訓練等を行うこと。

## 現 状

---

進行性筋萎縮症の重度身体障害者は、平成18年7月現在、独立行政法人国立病院機構あきた病院に24人入所しており、入所待機者は1人となっています。

療養等給付のほかにも、必要に応じて車椅子等補装具の交付、入所待機者および在宅身体障害者の相談対応、個々の障害程度や介護の状況等に合わせた各種在宅福祉サービスの提供、利用援助を行っています。

また、身体障害者療護施設や介護保険施設等への入所調整も行っています。

なお、重症心身障害児(者)については秋田県で措置を行っています。

## 評価・検証

---

筋ジストロフィー病棟はベッド数も限られ、治療、訓練期間も長期に及ぶため、なかなか空きが出ない状況となっています。

## 整備の方向

---

重度身体障害者支援のため、引き続き事業を継続していきます。また、あきた病院に対し、筋ジストロフィー病棟の増床を要望していきます。なお、平成18年10月から進行性筋萎縮症者療養等給付事業は、障害者自立支援法の療養介護医療に移行しました。（継続）

## 事業名：小児慢性特定疾患治療研究事業

[ 保健予防課 ]

### 目 的

小児慢性特定疾患の治療方法に関する研究を行うとともに、患者家族の医療費の負担を軽減し、慢性疾患により長期療養を必要とする児童等の健全な育成を図ること。

### 現 状

小児慢性特定疾患治療研究事業の申請数は増加傾向にあります。

国においては、この制度をより安定的な制度として小児慢性特定疾患対策の確立を図るため、平成17年度に、対象疾患の見直し、対象者の重点化、通院への拡大、対象年齢の延長、他の公費負担医療との均衡の観点から低所得者に配慮した自己負担の導入等を実施し、制度の改善・重点化を図っています。

平成17年度末の対象疾患は、11疾患群で、医療受給者証交付者数は390人です。疾患別では、内分泌疾患が129人（33.1%）、次に悪性新生物76人（19.5%）、慢性腎疾患63人（16.1%）の順となっています。

平成17年度小児慢性特定疾患医療受給者証交付数

疾 患 名	交付者数(人)	割合(%)
悪 性 新 生 物	76	19.5
慢 性 腎 疾 患	63	16.1
慢性呼吸器疾患	3	0.8
慢 性 心 疾 患	26	6.7
内 分 泌 疾 患	129	33.1
膠 原 病	12	3.1
糖 尿 病	17	4.3
先天性代謝異常	23	5.9
血友病等血液疾患	21	5.4
神 経 ・ 筋 疾 患	3	0.8
慢性消化器疾患	17	4.3
合 計	390	100.0

## 評価・検証

---

制度改正により、新たに対象となる児童や、対象外児童が生じているため、対策協議会、医療機関等の関係機関への周知と連携が必要です。また、医療費の自己負担額が発生することから、家族への周知も必要です。

## 整備の方向

---

小児慢性特定疾患対象児童の健全な育成を阻害しないために、当該疾患の治療研究事業を進めると共に、その医療の確立と適正な普及を図り、医療費の公費負担により家族の経済的負担を軽減します。(継続)

また、制度の内容等を対象家族や関係機関に十分周知し、連携を行います。(継続)

## 事業名：特定不妊治療費助成事業

[ 保健予防課 ]

### 目 的

---

特定不妊治療に要する費用の一部を助成することにより、経済的負担を軽減し、子どもを産みたい人が安心して産めるよう支援すること。

### 現 状

---

特定不妊治療費助成事業

実 績（延べ人数）	
16年度	17年度
60	62

夫婦間の不妊治療のうち、体外受精および顕微授精（特定不妊治療）を実施した場合、1年度あたり10万円を限度とし通算5年間助成しています。

### 評価・検証

---

平成16年度から開始した事業であるため、利用者がまだ少ない状況にあります。

### 整備の方向

---

平成15年度に秋田県が実施した調査（県内で不妊治療を受けている411人）によると、不妊治療を受けている人の57.4%が治療費の負担が大きいと答え、81.3%が治療費用の助成など経済的な支援を望んでいることが明らかとなっていることから、制度の周知について強化していく必要があります。（継続）

## 事業名：障害者手帳の交付

[ 障害福祉課・健康管理課 ]

### 目 的

障害児(者)がその障害の程度に応じて、福祉サービス、医療費の助成や交通機関の割引、税の軽減など各種の制度を利用できるよう、障害者手帳を交付し、自立と社会参加の促進を図ること。

### 現 状

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳が、障害の対象別に交付されています。

#### 1 身体障害者手帳の交付

身体障害者手帳の交付対象となる障害の種類は、視覚、聴覚、平衡機能、音声、言語、そしゃく、肢体、心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、免疫の機能障害です。

本市の判定に基づき、障害の程度に応じて1級～6級までの手帳を交付しており、その際「障害者のためのくらしのしおり」を配付し、各種制度の説明をしています。

(新規交付者数の推移)

年 度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
件 数	927	1,049	1,722	1,662	1,732

(身体障害者手帳所持者数)

	視 覚	聴 覚	平 衡	音 声 言 語 そしゃく	肢 体	内 部	計
1 級	314	124		8	1,750	2,070	4,266
2 級	222	259	1	16	1,805	21	2,324
3 級	117	131	4	126	1,358	619	2,355
4 級	72	162		55	1,575	502	2,366
5 級	126	1	9		626		762
6 級	82	323			255		660
計	933	1,000	14	205	7,369	3,212	12,733

(平成18年3月31日現在)

## 2 療育手帳の交付

本市で療育手帳の申請受付、交付事務を行っており、障害の程度については、秋田県がA（最重度・重度）またはB（中度・軽度）の判定をします。交付時に「障害者のためのくらしのしおり」を配付し、各種制度の説明をしています。

近年は秋田県小児療育センター、秋田県中央児童相談所および保育所の指導・助言による申請が増加しているほか、成年以上の新規申請についての相談も増加傾向にあります。

### （療育手帳所持者数）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
A	839	856	898	940	1,017
B	585	571	603	623	714
総件数	1,424	1,427	1,501	1,563	1,731

（各年度3月31日現在）

## 3 精神障害者保健福祉手帳の交付

市保健所で、精神障害者保健福祉手帳の申請受付、交付事務を行っています。判定については、秋田県精神保健福祉審議会で行っています。

### （精神障害者保健福祉手帳所持者数）

	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年
1 級	52	53	79	130	138
2 級	246	291	345	431	563
3 級	169	189	218	213	225
総件数	467	533	642	774	926

（各年度3月31日現在）

## 評価・検証

---

### 1 身体障害者手帳の交付

審査において、秋田市社会福祉審議会審査部会の判断が必要な時は、3か月に1回の審査部会へ諮問するため、交付が保留となります。保留となったかたからは、手帳の早期交付の要望が寄せられています。

身体障害者手帳交付の際、各種制度の説明をしていますが、過去に手帳交付となったかたは新たに利用できる制度を知らないことがあるので、等級が変わった場合、改めて制度の説明をしています。また、秋田市ホームページにおいても同様に周知しています。

## 2 療育手帳の交付

各関係機関からの助言により手帳申請を行うケースが増えてきていることから、制度が十分浸透してきていると考えられます。

## 3 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害者を取りまく環境は、病気に対する偏見や誤解が多いことなど、依然として多くの問題を抱えており、手帳を持つことに抵抗感を抱く場合があります。また、他の障害者（身体・知的）に比べると手帳による支援策が少ないこともあり、手帳所持率は障害者全体の2割程度となっていますが、総件数は増加傾向にあります。

## 整備の方向

---

### 1 身体障害者手帳の交付

手帳を早期に交付できるよう、交付が保留となったかたに対し、早期に審査結果が出るよう関係機関と協議していきます。（継続）

### 2 療育手帳の交付

今後も引き続き、関係機関との連携を図りながら、迅速な手帳交付と制度の周知に努めていきます。（継続）

### 3 精神障害者保健福祉手帳の交付

精神障害に対する誤解や偏見があることで、障害者手帳を所持することに抵抗を抱く場合があるため、「広報あきた」への掲載等、各方面へPRすることにより、周囲の理解が得られるように正しい知識の普及を図ります。（継続）

## 事業名：障害者相談員設置

[ 障害福祉課 ]

## 目 的

地域において障害者や保護者からの相談に応じ、必要な指導・助言を行うとともに、障害福祉について啓発・普及活動を進めながら、障害者の福祉の増進を図ること。

## 現 状

中核市になった平成9年4月から、身体障害者福祉法および知的障害者福祉法に基づき、身体障害者、知的障害者相談員を委嘱しています。主な業務内容は、身体障害者相談員は、身体障害者の更生援護に関する相談に応じ、必要な指導を行うことなど、知的障害者相談員は、知的障害者の家庭における養育、生活等に関する相談に応じ、必要な指導、助言を行うことなどとなっており、また、障害者の援護思想の普及にも努めています。なお、精神障害者についての相談は、保健所で保健師が対応しています。

### 障害者相談員の配置状況（平成18年1月現在）

改選年度	身体障害者相談員	知的障害者相談員
11年度	43	5
13年度	43	5
15年度	42	5
17年度	47	6

### 障害者相談員の属性

#### （障害部位別・身体障害者相談員）

障害部位	視覚	聴覚	平行機能	音声言語 そしゃく	肢体	内部	計
人数	6	4	0	1	28	7	46

残り1名は重症心身障害者の保護者

#### （地域別）

地域	中央	東部	西部	南部	北部	河辺	雄和
身体	13	9	6	4	10	3	2
知的	0	1	1	1	2	1	0

## 評価・検証

---

福祉事務所や相談事業所などの関係機関との連携により、地域における障害者の相談業務に大きな役割を果たしています。今後はさらに相談員制度の周知を図るとともに、多様化、高度化する障害者の相談内容等に対応していく必要があります。

## 整備の方向

---

障害者相談員制度については、「障害者のためのくらしのしおり」や秋田市ホームページに掲載し、障害者手帳の新規交付時に制度の説明をするほか、市の広報紙などで相談員制度や相談業務の内容を紹介していますが、一層の周知に努めます。また、毎年開催する相談員の研修会については、内容を適宜検討しながら今後も開催していくとともに、関係団体等において開催している研修会等も積極的に活用するなど、相談員の資質の向上に努めます。(継続)

## 事業名：地域福祉権利擁護事業

[ 福祉総務課 ]

### 目 的

---

判断能力が不十分な知的障害者、精神障害者等に対して、福祉サービスの利用に関する援助等を行うことにより、地域において自立した生活が送れるよう支援すること。

### 現 状

---

本事業は、社会福祉法第81条の規定に基づき都道府県社会福祉協議会が行うこととされている福祉サービス利用援助事業等で、秋田県社会福祉協議会（秋田県福祉生活サポートセンター）から事業の一部を受託している秋田市社会福祉協議会（中央地区福祉生活サポートセンター）において、専門員が利用者の各種相談に応じながら援助内容を決定し、契約に基づいて生活支援員が福祉サービス利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理などの具体的なサービスを行います。

本事業の実施に当たっては、本人に契約をする能力があるかどうかを判断する「契約締結審査会」を設けるとともに、社会福祉法第83条の規定による「運営適正化委員会」の監視により、事業の適切な実施を担保しています。

なお、民法による成年後見制度は、家庭裁判所が選任した成年後見人または任意後見人が本人に代わって法律行為をするものであり、地域福祉権利擁護事業とは補完しあう制度として機能しています。

### 評価・検証

---

社会福祉法第81条が、都道府県社会福祉協議会に対し第二種社会福祉事業である福祉サービス利用援助事業の実施を課している趣旨は、福祉サービス利用援助事業があまねく実施されることであることから、本事業は地域社会のセーフティネット機能として欠くことができない制度となっています。

### 整備の方向

---

引き続き、制度の普及および啓発を促進します。（継続）

## 事業名：特別障害者手当等の支給

[ 障害福祉課 ]

### 目 的

在宅で重度の障害のあるかたに手当を支給することによって、その重度の障害のために生じる負担を軽減すること。

### 現 状

#### 1 特別障害者手当制度

20歳以上で身体障害者手帳のおおむね1～2級程度の障害が重複しており、日常生活において常時特別な介護を必要とするかたを対象に、特別障害者手当を支給します。

なお、身体障害者手帳を所持していなくても、同程度の障害があるかたは対象となりますが、施設に入所している場合や、病院や診療所などに3か月以上継続して入院している場合、および本人や扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合には対象となりません。

(受給状況)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
受給者数(人)	256	252	227	209	219
手当額(月額：円)	26,860	26,860	26,620	26,520	26,520

年4回支給(2・5・8・12月)

#### 2 障害児福祉手当制度

20歳未満で身体障害者手帳のおおむね1級か療育手帳のおおむねA程度の障害があり、日常生活において常時介護を必要とするかたを対象に、障害児福祉手当を支給します。

なお、身体障害者手帳等を所持していなくても、同程度の障害があるかたは対象となりますが、施設に入所している場合および本人や扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合には対象となりません。

(受給状況)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
受給者数(人)	255	252	247	254	265
手当額(月額：円)	14,610	14,610	14,480	14,430	14,430

年4回支給(2・5・8・12月)

### 3 福祉手当制度（経過措置）

20歳以上の重度の心身障害者で常時介護を必要とするかたが、特別障害者手当に移行できず、障害基礎年金の受給対象にもならなかった場合、福祉手当を支給しています。ただし、経過措置のため新規の認定はありません。

なお、施設に入所している場合、障害者が障害を事由とした公的年金を受給することができる場合および本人や扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合には対象となりません。

（受給状況）

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
受給者数(人)	26	24	21	19	16
手当額(月額：円)	14,610	14,610	14,480	14,430	14,430

年4回支給（2・5・8・12月）

## 評価・検証

---

在宅で生活する重度の障害があるかたにとって、その障害によって生ずる負担の軽減を図るために欠くことのできない制度です。

また、通常把握できない潜在的な受給対象者への周知が必要です。

## 整備の方向

---

各関係機関と連携をとりながら制度の周知を図るほか、「広報あきた」等による定期的なPRを継続していきます。（継続）

## 事業名：特別児童扶養手当の支給

[ 障害福祉課 ]

### 目 的

在宅で、中程度以上の障害のある児童を養育しているかたに手当を支給することによって、経済的負担を軽減すること。

### 現 状

中程度以上の障害がある20歳未満の子どもを扶養している父や母、または父母に代わって養育しているかたを対象に、特別児童扶養手当を支給します。

なお、対象児童が身体障害者手帳等を所持していない場合でも対象となりますが、対象児童が施設に入所している場合や、受給資格者または扶養義務者の前年の所得が限度額をこえている場合には対象となりません。

(受給状況)

区分		13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
対象児童(人)	1級	349	350	329	346	363
	2級	217	229	258	275	289
手当額(月額：円)	1級	41,550	51,550	51,100	50,900	50,900
	2級	34,330	34,330	34,030	33,900	33,900

年3回支給(4・8・11月)

### 評価・検証

在宅で中程度以上の障害のある児童を養育しているかたにとって、経済的負担が軽減されるほか、障害のある児童にとっての福祉の増進につながっています。

また、各関係機関への周知の結果、それらの機関からの助言による申請者が年々増加しています。

### 整備の方向

各関係機関と連携をとりながら制度の周知を図るほか、「広報あきた」等による定期的なPRを継続していきます。(継続)

## 事業名：療育援助費の支給

[ 障害福祉課 ]

### 目 的

---

在宅で心身障害児(者)を養育しているかたに療育援助費を支給することにより、経済的負担を軽減すること。

### 現 状

---

重度知的障害児(者)または重度心身障害児(者)を在宅で養育しているかたを対象に、療育援助費を支給する秋田県独自の制度です。

制度を利用できるかたには、療育手帳の新規交付時などに制度を説明しています。なお、障害を事由とする公的年金の受給者は対象となりません。

重度知的障害児(者)	I Q35以下の知的障害児(者)で、常時介護を要するかた
重度心身障害児(者)	I Q50以下の知的障害児(者)で、重度の身体障害(身体障害者福祉法による1級、2級または3級)を有するかた

(受給状況)

区分	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度
受給者数(人)	203	227	213	240	249
手当額(月額：円)	4,000	4,000	4,000	4,000	3,600

年4回支給(3・6・9・12月)

### 評価・検証

---

在宅で心身障害児(者)を養育しているかたにとって、経済的負担軽減の一助となる制度です。秋田県独自の制度のため、県の動向を踏まえた周知活動が必要です。

### 整備の方向

---

療育手帳の交付時に、該当者への周知を行います。(継続)

## 事業名：心身障害者扶養共済掛金給付事業

[ 障害福祉課 ]

### 目 的

県の心身障害者扶養共済制度への低所得者の加入を支援し、障害のあるかたの生活の安定と福祉の向上を図ること。

### 現 状

県が実施する心身障害者扶養共済制度とは、知的・身体・精神に障害のあるかたを扶養している保護者が毎月一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡または重度障害となったとき、障害のあるかたが終身一定額の年金を受給できる制度です。

掛金については、加入者世帯の状況によって県の減免制度がありますが、それに加えて、市の独自事業として、低所得者（所得税非課税世帯）に掛金の一部を給付しており、給付率は、市県民税所得割非課税世帯の場合は20%、市県民税課税世帯の場合は50%となっています。

#### 秋田市の加入および掛金給付の状況

区 分	15年度	16年度	17年度
加 入 者	159	146	141
給付対象者	18	16	16

#### 減免制度および掛金給付

区 分	減免率(県)	掛金給付率(市)	本人負担	
生活保護世帯	100%	0%	0%	
市県民税非課税世帯	50%	0%	50%	
所 得 税 非課税世帯	市県民税所得割非課税世帯	30%	20%	50%
	市県民税課税世帯	0%	50%	50%
所得税課税世帯	対象外		100%	

## 評価・検証

---

心身障害者扶養共済制度は、障害があるかたの将来の生活を安定させることから保護者の大きな支えになっており、低所得者でも加入できるよう支援を継続する必要があります。

## 整備の方向

---

引き続き本事業を実施していくとともに、事業の周知と共済制度への加入促進を図ります。(継続)

## 事業名：施設整備の推進

[ 障害福祉課・健康管理課 ]

## 目 的

各種施設の整備促進により、障害者の介護を要する居住の場、社会活動や自立訓練、就労訓練さらに地域交流を行うための場を確保すること。

## 現 状

(施設整備状況・平成18年4月1日現在)

施設種別	施設名	定員(人)
身体障害者更生施設	秋田県更生訓練センター	入所 74 通所 7
	療護センターほくと雄高園	入所 55 入所 80
身体障害者入所授産施設	秋田ワークセンター	入所 54
身体障害者入所授産施設(通所)	秋田ワークセンター	通所 19
身体障害者通所授産施設	緑光苑	通所 30
身体障害者デイサービスセンター	ほくと	通所 20
	秋田ワークセンター	通所 5
	ひだまり	通所 15
知的障害者入所更生施設	竹生寮	入所 80
	柳田新生寮	入所 50
	高清水園	入所 60
知的障害者通所更生施設	杉の木園	通所 30
	分場丸木橋	通所 19
	分場明日葉	通所 15
	ユートピアやまばと	通所 30
	愛心苑	通所 30
知的障害者入所授産施設	小又の里	入所 50
知的障害者通所授産施設	明成園	通所 45
	ウェルビューいずみ	通所 40
	サンハウス	通所 30
障害福祉サービスセンター	ふきのとう	通所 19
知的障害者デイサービスセンター	ウェルビューいずみ	通所 15

施設種別	施設名	定員(人)
精神障害者生活訓練施設( 援護寮 )	ニコニコ寮	入所 20
	すずらん	入所 20
	紫陽花	入所 20
精神障害者入所授産施設	げんきハウス金足	入所 20
精神障害者通所授産施設	クローバー	通所 20
	げんきハウス下新城	通所 30

## 評価・検証

施設整備については、第2次障害者プランの整備目標に基づいて、身体障害者施設整備では、平成16年度の4月に「秋田ワークセンター」、7月に駅東口拠点センター「アルヴェ」内に市内で3か所目の身体障害者デイサービスセンターとして「ひだまり」が整備されました。また、平成17年1月の旧雄和町との合併により、県の指定下にあった療護施設「雄高園」が秋田市の指定施設となりました。

知的障害者施設整備では、平成15年度に市内4か所の福祉授産所を統合した知的障害者通所授産施設「ウェルビューいずみ」および知的障害者デイサービスセンター「ウェルビューいずみデイサービスセンター」が泉地区に整備され、平成16年度には4月に知的障害者通所更生施設「愛心苑」、7月に知的障害者通所授産施設「サンハウス」が整備されました。

精神障害者施設整備では、第2次障害者プラン策定時より、援護寮は1か所、授産施設は2か所が増設されており、策定時に設定した17年度までの整備目標量に達しています。

## 整備の方向

障害者自立支援法の施行により、デイサービスセンターは、新体系事業の「生活介護」や「自立訓練」、「就労移行支援」等、または、地域生活支援事業に位置づけられる「地域活動支援センター」へ移行することになりました。

また、施設については平成23年度までの間に新体系事業へ移行することとされており、現在の更生・授産・療護という体系から「生活介護」「自立訓練」「就労移行支援」といった「日中活動系支援」、「施設入所支援」等の「居住系支援」というサービスの内容で指定を受け、その障害福祉サービスを利用者に対し提供することになります。

障害者支援施設（施設入所支援）の整備については、障害者自立支援法における「障害福祉計画」の基本指針との兼ね合いが生じるため、市として各施設が安定した運営を行えるために調整を図り支援を行っていきます。( 継続 )

さらに、新体系への移行にあたっては、個別に相談に応じきめ細かい対応を心がけ、円滑に新体系へ移行できるよう支援します。( 継続 )